

## 議案第 6 号

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市違法駐車等の防止に関する条例（平成 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「若しくは第 49 条の 2 第 3 項」を「、第 49 条の 3 第 3 項若しくは第 49 条の 4」に改め、同条第 3 号中「施設（」の次に「法第 45 条の 2 第 1 項の道路標識等により駐車をすることができることとされた道路の部分及び」を加え、「に係る道路標示によって区画された」を「又は法第 49 条の 2 の規定による指定に係る道路標識等により示された」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

道路交通法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。